

当院の施設基準および診療報酬に関するご案内

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、以下の通り算定を行っております。

1) ・一般名処方加算（ジェネリック医薬品）

同じ成分であれば薬価が低い薬剤の調剤が可能になり、同じ効果が期待できるため供給が不安定な医薬品の確保・安全性につなげていきます。

2) ・特定疾患療養管理料

厚生労働省が定める「特定疾患」を主病とする患者さんに対し、計画的な治療管理を行っております。なお、患者さんの病状に応じて以下の対応が可能です。

- ・ 28日以上 of 長期処方
- ・ リフィル処方箋の発行 ※対応の可否は医師が病状に基づき判断いたします。

3) ・生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧症・脂質異常症・糖尿病を主病とする患者さんに対し、個別の「療養計画書」に基づいた専門的な指導・管理を行っております。

4) ・外来・在宅ベースアップ評価料

医療従事者の賃金改善および適切な処遇の確保を実施するため、所定の評価料を算定しております。

5) ・電子的診療情報連携体制整備加算

当院では医療DXを推進し質の高い医療を提供するため以下の体制整備に取り組んでいます。

- ・ オンライン請求およびマイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制
- ・ 取得した診療情報・薬剤情報を診察室等で閲覧・活用できる体制
- ・ 電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービスの活用（今後導入予定）
- ・ 領収書の発行時に、個別の診療報酬項目がわかる「明細書」を無料で発行しております。

2026年6月1日改訂

医療法人けあき会 頭痛・脳神経外科クリニック
院長 西原 正訓